## 改正後

第１号様式（第７条第１項関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書

年　月　日

殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第１項本文の規定により、次のように届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １　駐車場の名称 | | | | |
| ２　駐車場の位置 | | | | |
| ３　規模 | イ　駐車場の区域の面積 | | | 平方メートル |
| | ロ　駐車場の用に供する部分の面積 | a　駐車の用に供する部分の面積 | 一般公共の用に供する部分 | 平方メートル（駐車台数　台） |
| | | | それ以外の部分 | 平方メートル（駐車台数　台） |
| | | b　車路等の面積 | | 平方メートル |
| ４　移動等円滑化のために必要な構造及び設備 | 路外駐車場車椅子使用者駐車施設　台 | | | |
| | 路外駐車場移動円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 | | | |
| | 特殊の装置 イ　特殊の装置の有無 | | | |
| | 特殊の装置 ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第 112 号）第４条の規定による認定の概要 | a　認定の番号 | | |
| | | b　特殊の装置の名称等 | | |
| ５　従業員概数 | | | | |
| ６　供用開始（予定）日 | | | | |

備　考

一　（略）

二　３のロのａ欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。

三～七　（略）

## 改正前

第１号様式（第７条第１項関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書

年　月　日

殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第１項本文の規定により、次のように届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １　駐車場の名称 | | | | |
| ２　駐車場の位置 | | | | |
| ３　規模 | イ　駐車場の区域の面積 | | | 平方メートル |
| | ロ　駐車場の用に供する部分の面積 | a　駐車の用に供する部分の面積 | 一般公共の用に供する部分 | 平方メートル（駐車台数　台） |
| | | | それ以外の部分 | 平方メートル（駐車台数　台） |
| | | b　車路等の面積 | | 平方メートル |
| ４　移動等円滑化のために必要な構造及び設備 | 路外駐車場車椅子使用者駐車施設　台 | | | |
| | 路外駐車場移動円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 | | | |
| | 特殊の装置 イ　特殊の装置の有無 | | | |
| | 特殊の装置 ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第 112 号）第４条の規定による認定の概要 | a　認定の番号 | | |
| | | b　特殊の装置の名称等 | | |
| ５　従業員概数 | | | | |
| ６　供用開始（予定）日 | | | | |

備　考

一　（略）

（新設）

二～六　（略）